

今を未来に

四日市市教育委員会からの指示を踏まえた 本校の卒業証書授与式について

市内小中学校において、新型コロナウイルス感染症の勢いが止まりません。3月に入っても市内全体で1日に100名を超える陽性者が確認されており、市内小中学生への感染拡大が現在も続いている状況です。

保健所の見解によると、卒業に向けた学校行事の準備や実施で、新たな陽性者の発生につながっていると考えざるを得ない事例もあるようです。そこで、現在の感染状況を踏まえ、卒業式の実施にあたって、四日市市教育委員会から以下のような指示が出されましたので、本校もその指示に従い、計画を一部変更して卒業式を実施したいと考えております。何卒、ご理解いただきますようお願い致します。

1. 四日市市教育委員会からの指示

- (1) 卒業証書授与式及びその準備（練習）において、児童生徒が複数で大声を発するような場面を設定しない。（式の中での合唱、笛や鍵盤ハーモニカを用いた合奏、学年全体による呼びかけ等は実施しない。）
- (2) 卒業生（小学校6年生・中学校3年生）で、卒業証書授与式当日に学級閉鎖の措置が必要となった場合は、卒業証書授与式を延期する。（同じクラスで複数名の新型コロナウイルス感染症陽性者が判明した場合）
- (3) 卒業証書授与式の参加者は、卒業生とその保護者、学校関係者等の必要最小限とする。
- (4) 式典全体の時間を可能な限り短縮する。

2. 本校の卒業証書授与式で変更する内容について

- (1) 歌は歌わず、国歌や校歌などは、CDや過去に録音したものを流します。
- (2) 『旅立ちのことば』（学年全体による呼びかけ）は、個人の台詞を一人ひとり個別に録画したものを編集して式典中に流す予定をしています。

3. 卒業証書授与式当日のお願い

- (1) 式典当日、発熱や風邪症状がある場合は、式典への参加をご遠慮願います。新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）は、想像を絶するような感染力を持っています。他府県でも、学校行事においてクラスターが発生するなどの事案も多数報告されています。周りに与える大きな影響を考えていただき、くれぐれも無理のないようにご協力をお願いします。また、健康に式典を迎えられるように、ここ数日の健康管理には十分注意を払っていただきますよう各家庭でもご協力をお願いします。
- (2) 式典当日の健康チェックもよろしく願います。事前に配布する記録用紙に、当日朝の体温や健康状態等を正確に記録していただき、受付時に提出をお願いします。北勢地域は、感染状況が緊迫した状態になっています。くれぐれも記録用紙の出し忘れがないようにご協力をお願いします。

卒業証書授与式における卒業生の服装について

学校だより『今を未来に』第28号（2月8日発行）でお知らせした通り、本校の卒業証書授与式は、儀式的行事であるとともに、小学校6年間の学習の集大成の場であると考えています。そうした考え方から、式典当日の児童の服装や髪型は、華美にならないようにご配慮をお願いします。

卒業証書授与式が、子どもたちにとって、一生の良い思い出になるようにご配慮とご協力を重ねてをお願いします。

『三重県再拡大阻止重点期間』における

感染拡大防止の協力のお願い

三重県では、『三重県まん延防止等重点措置』が解除され、令和4年3月7日（月）から3月21日（月）までを『三重県再拡大阻止重点期間』とされました。一方で、市内小中学校において、児童生徒の感染拡大の状況が続いているため、警戒を緩めることなく感染防止対策を続ける必要があります。とくに、市内小学校においては、卒業証書授与式を目前に控えていることもあり、学校のみならず各家庭におかれましても、感染拡大防止に向けて一層配慮するよう改めてお願いします。

（1）学校における感染症対策における基本的な考え方

三密の回避（密集・密接・密閉）、マスクの着用、手洗いの励行（手指消毒も含む）、換気、毎日の検温など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を講じています。

また、給食時には黙食の徹底を図り、対面にならないように給食指導を行っています。

（2）感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動について

- ①卒業証書授与式及びその練習や授業において、児童が複数で大声を発するような場面を設定しない。
- ②各教科等に共通する活動として、「児童が近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」を控える。
- ③理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」を控える。
- ④音楽科における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」等を控える。
- ⑤図工科における「児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」を控える。
- ⑥家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」を控える。
- ⑦保健・体育科における「児童が密集・密接する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」を控える。

上記のような配慮を可能な限り行って、教育活動を進めています。

（3）感染症対策と健康管理の徹底のお願い

- ①児童に発熱等の風邪症状がある場合には、無理をせず自宅で休養する。
- ②児童の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるようにする。
- ③日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状がある場合は、できる限り早期に医療機関を受診する。
- ④行先の見えない不安や生活様式の変化によるストレス等、児童の心にケアが必要と感じた場合はすぐに学校へ相談する。スクール・カウンセラーによる個別面談やカウンセリング等の対応ができます。